

ヒューマン Journal

自由同和会中央本部機関紙

URL: <http://jiyuudouwakai.jp>
E-mail: liberal@jiyuudouwakai.jp

第216号

発行所 自由同和会中央本部
〒102 東京都千代田区
-0093 平河町 2- 3- 2
TEL 03-5275-3641
FAX 03-5275-3642
編集発行人 平河 秀樹
発行日 年 4 回 (6・9・12・3 月)
定価 1 部 500 円 (送料別)
年間 2,000 円 (送料込)
振込 三菱東京UFJ銀行麹町中央支店
(普) 0366528
口座名 自由同和会中央本部事務局
平河秀樹

谷垣・自民党幹事長と二階・総務会長へ 人権問題等調査会の復活を要請

中央本部の三役は、新たな人権救済制度を確立するため、自由民主党に設置されていた「人権問題等調査会」の復活を要請する目的で、2月18日自由民主党本部の幹事長室において谷垣禎一・幹事長に、総務会長室において二階俊博・総務会長に、「人権問題等調査会の復活について」の要望書を手渡し、自党内での検討を進めるために必要不可欠であるとの認識を示し、懇談を行った。

自由同和会の出席者は、中央本部の上田卓雄会長、上田藤兵衛副会長、川上高幸副会長、平河秀樹事務局長の4名で阪本孝義副会長は欠席された。



自民党 性的指向・性自認に 関する特命委員会を開催

自由民主党の性的指向・性自認に関する特命委員会(委員長 古屋圭司・衆議院議員)では、2月23日午後1時より党本部内の701号室において会議を開催し、同性愛や性同一性障害などの性的少数者(LGBT)の実態把握のため、有識者からのヒヤリングと政府の取組状況の報告を受け、自由討議を行った。

委員会は、5月の中旬までに成果を取りまとめることを目指すとした。

また、自由民主党は、就職で高齢者が年齢で制限を受ける就職差別やヘイトスピーチなどを検討する「差別問題に関する特命委員会」(委員長 平沢勝栄・衆議院議員)の設置も決めた。

今号の内容	
谷垣・幹事長との面談	1 P
LGBT 特命委員会	1 P
都府県本部関係	1 P
谷垣・幹事長への要望書	2 P
LGBT 特命委員会資料	3~5 P
灘本昌久さんの長期連載	19 話 .. 6 P

都府県本部関係

九州ブロック(会長 上田卓雄)では、12月19日午後3時より菊池市内の「望月旅館」に、九州の各都府県本部の幹部を集め平成27年度の幹部研修会を開催した。

研修会では、熊本県教育庁教育指導局人権同和教育課の課長である古澤広義さんが、「人権教育の推進について」のテーマで講演された。

京都府本部(会長 上田藤兵衛)では、京都市協議会(議長 山口 勝広)と合同での新春懇親会を、1月15日午前11時30分より京都市内の「京都ホテルオークラ」に、国会、府会、市会の各議員や自治体の代表者多数を来賓に、350名を集め開催した。

第31回全国大会

日時 5月20日(金) 午後2時~4時

場所 自民党本部9F901会議室

※本全国大会も開会から閉会までをYouTubeにおいて完全生中継を行います。この生中継の視聴は中央本部のホームページからワンクリックでご覧いただけます。

自由民主党

幹事長 谷垣 禎一 様

人権問題等調査会の復活についての要望書

自由民主党におかれましては、人権確立社会に向けた各種法律の制定を図られるとともに、様々な施策の拡充にご尽力を賜り、衷心より厚く感謝を申し上げます。

同和問題につきましては、昭和44年に「同和対策特別措置法」が制定され、名称を変え、5回の延長を重ね、33年間にわたり同和対策が実施されました結果、昭和40年の同和対策審議会答申で指摘された、貧困や劣悪な住環境などの実態的差別と観念や意識のうちに潜在する心理的差別の悪循環を断ち切るには一定の成果があり、結婚に象徴される部落差別も減少してきており、一定の評価をするものでありますが、現状では完全に解消されている状況にはありません。

政府は、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を解決するために、平成14年の第154回国会へ「人権擁護法案」を提出しましたが、平成15年10月の衆議院解散から廃案になりました。

その後、法案の再提出を目指し、平成17年と平成20年に党内での検討が進められましたが、人権侵害の定義が広範・曖昧、人権委員会の権限が強大などと法案の成立に慎重な意見が出されたために、再提出を断念し、これ以降は党内でまったく検討されていません。

一方、民主党も平成17年には「人権侵害救済法案」、民主党政権下の平成24年には「人権委員会設置法案」を国会へ提出しましたが、いずれも廃案になっています。

私どもが成立を求める「人権擁護法案」は、独立性の高い人権委員会による、広汎な人権侵害を対象に簡易・迅速・柔軟に被害者を救済することを目的にしていますが、法案の成立に慎重な姿勢を示していた人たちにも合意されるように法案を大胆に見直し、新たな人権救済機関の設置を中心とする法案を策定するためと、「LGBTへの差別の解消に向けての特命委員会」、就職で年齢制限を設ける是非や、ヘイトスピーチの規制を検討する「差別問題に対する特命委員会」の設置は、いずれも人権問題に関する事項であることから、人権問題が発生するたびに個別の委員会を設置するのではなく、あらゆる人権問題に迅速に対応できる「人権問題等調査会」の設置が望ましく思われますので、一日も早い復活をお願い申し上げます。

平成28年2月18日

自由同和会中央本部
会長 上田 卓雄

平成 28 年 2 月 23 日

性的指向・性自認に関する特命委員会 趣意書

一 性的指向・性自認を取り上げる理由

日本では中世より性に関する多様なあり方に対して必ずしも厳格ではなく、むしろ寛容であったといわれる。これは現代においても歌舞伎の女形や宝塚歌劇団等、性別に固定されないあり方を楽しむ大衆文化まで有していることにも表れている。こうした豊かな多様性を認める社会を守り育むことは重要である。

しかし明治維新以降、西洋化の流れの中で同性愛がタブー視されるようになり、一時的に同性愛が違法化された時期まであった(明治 5 年から約 10 年間)。以降現在に至るまで性的指向や性自認の多様性について社会の理解が進んでいるとはいえない。性同一性障害特例法等、一部制度的な対応も行われたが、未だにいじめや差別など人権侵害の対象とされやすい現実もあり、「一億総活躍社会」の実現に向け、このような課題に積極的に取り組まなければならない。

こうした認識に立脚し、本特命委員会においては、まず当事者であるいわゆる LGBT の方々がどのような困難に直面しているのかを把握した上で、社会の理解を促し、差別をなくし不自由さを克服するための具体的な方策を検討する。

二 特命委員会の検討事項

(1) 実態の把握

学校、職場、社会生活(結婚、病院、住居)等でどのような問題が生じているか、関係者のヒアリングを実施

(2) 性的指向・性自認による差別をなくすためにどのような考えで臨むか

- ・性的指向・性自認の多様性と当事者の人権への国民の関心と意識を高める
- ・差別や不自由さを具体的に把握し、解消を目指す

(3) 具体的な活動

- ・政府の取り組み
- ・民間企業の取り組み
- ・個別法(理解促進法など)・ガイドライン等の新設などについて

(4) その他

三 検討の見通し

本年 5 月中旬までの成果取りまとめを目指す。

性的指向・性自認に関する特命委員会 趣意書 補足メモ**<組織名称について>**

- ・ 「LGBT」という表現は、性的指向(LGB)と性自認(T)の問題が混在していること、その表現に当てはまらないと感じる当事者もいること、およびやや手あかがついた表現のような感があり、避けた。
- ・ 「性的少数」「性的マイノリティー」という表現は、少数さを示すことがかえって被差別感を助長することになるように思ったため、控えた。
- ・ 公明党のPT名と同一(性的指向:Sexual Orientation、性自認:Gender Identity)。

<活動の方向性について>

- ・ 当事者に対する理解に乏しいことが差別の主な原因であるのに、その原因に手を付けずに差別行為のみを禁止することは、多様な性的指向・性自認の在り方について気軽に話題にすることを控えさせることに繋がり、却ってカミングアウトできず一人で悩んでいる当事者をさらに委縮させ追い詰める結果にしかならない。
- ・ 周囲や社会に性的指向・性自認の多様さの周知・理解を促すことにより、社会が当事者を暖かく受け入れる土壌を作ることを最初に目指すべき。

以上

平成 28 年 2 月 23 日

自由民主党性的指向・性自認に関する特命委員会

BASE KOBE / 兵庫医療大学 しげうちこうじ 繁内幸治

- (1) LGBTに関わる人権教育・啓発は、反差別ではなく、理解促進で。

多くの不適切発言の根源は、誤解・不勉強。行き過ぎた反差別の活動は、真の理解は得られないだけでなく、溝を深める可能性がある。そんな社会を多くの当事者は望んでいない。

- (2) カムアウトできる社会を目指すのではなく、する必要のない社会へ。

カムアウトは、するしないは本人の自由。セクシュアリティを問われたら、「そうだよ！」と自然に応えられる社会の寛容性を育む努力が大事。

- (3) 人権教育・啓発は、全国あまねく公平に。

できる地域とできない地域があってはならない。特に地方の当事者の生きにくさを解消することが大事。LGBT理解促進法(仮)の検討を。

- (4) LGBTの活躍は、多様性を尊重する社会への試金石。

性的マイノリティの人権は、21世紀最後の人権課題。相互理解を深めるために、叡智で違いを乗り越えよう。

- (5) 人権文化の醸成には、議論を深める時間と過程が重要。

理解が浸透していない現状での早急な反差別の法制化は、様々な対立を招く。急ぐのではなく、熟議を経てより多くの賛同を得る努力が重要。理解を深める過程で生じる不適切発言には、当事者は、過剰に反応しない。社会は、必要以上に煽らない努力を。不適切発言を、相互理解を深めるチャンスに変える。めざすは、多様な性を生きている当事者が、「自分らしく」、「ともに生きる」社会。(産経新聞・「フェイスブックが50種類以上の新しい【性別】を追加」2014.2.17)

部落解放運動四十年を振り返って⑨
「隠す」こと、「逃げる」こと

灘本 昌久

ここでは、同和教育、同和啓発活動において、一刀両断にされた「破戒」について述べる。

島崎藤村の「破戒」(一九〇六年刊)は、日本文学史上に輝く自然主義文学の金字塔として、学校では必ず習うと言つてよいほど有名な作品である。私自身も、「破戒」は、大変よく書けた作品であり、この作品が出てから今までの百十年間の間に、部落問題を扱った作品として「破戒」を越えるものが出たかといえば、ないと答えるしかない。それほど価値のある作品だと思う。

しかし、これが部落解放運動業界の中でどう評価されてきたかと言えば、ほとんど差別小説扱いである。「破戒」出版されてから、二〇年近くたった一九二〇年代後半、差別語狩りに走る水平社の中の一部の人によって、「破戒」は差別小説として糾弾された。藤村は、「穢多」の字句を削るなど、大幅な改定を余儀なくされ、原作は絶版となった。そして、第二次大戦後の一九五三年に、もとの原作通りの「破戒」が復刊されたのだが、当時の部落解放全国委員会(部落解放同盟の前身)が、「破戒」初版本復元に関する声明」を出して、「藤村の被圧迫部落民に対する差別観の故に、『破戒』が差別小説の域を決して脱していない」と

いう、ほとんど全否定の評価を下してしまった。藤村は、融和運動などにも協力的で、決して差別を肯定するような人ではないし、「差別小説」などという評価もまったく的外れと思うのだが、ともかく、運動団体が否定したということが致命傷となり、その後、運動や同和教育の中では「破戒」に対する肯定的な評価は聞かれなくなつてしまった。それどころか、①主人公の瀬川丑松は、部落民であることを隠していた、②隠していたことを教え子たちの前で土下座して卑屈にわびた、③差別に負けてテキサスに逃げて行った、という三つの点で、部落解放運動とは相容れない人物像として、反面教師の扱いになつていく。

こうした理解について、私は大いに疑問を感じて、今から二十年ほど前に「瀬川丑松、テキサスへ行かず」という長文の論考を書いて、その誤解と誤つたレッテル貼りを批判しておいた(論文名でインターネットを検索すると全文が掲出している)。是非ご覧いただきたい)。要旨をごく簡単に言うと、瀬川丑松は、単に隠していたのではなく、隠していることを恥じて、部落民であることを宣言した。そして、隠すべきでなかったことを隠していたことを生徒たちに謝つた。テキサスには全く行つておらず、尊敬する部落解放運動家猪子連太郎の未亡人を送り届けるために東京に行ったに過ぎない、ということである。ゆえに、現在の

運動家の立場から考えても、ならん批難するにはあたらないのだが、誤解が一人歩きして、現在に至つてい

るところで、「破戒」に関する事実誤認は正さなくてはならないのだが、そもそも、部落民であることを「隠す」ということや、同和地区から「逃げる」ことは、そんなに簡単に否定してすむことだろうか。そのことを深く考えられずに、簡単に×印をつけてすませてきているところに、従来の部落解放運動の人間理解の浅さ、ひいては、運動の要求の非人間的側面があらわれていると思わずにはいられない。

部落差別というのは、アメリカの黒人差別とは違つて、部落民に見た目の違いはないので、個人の選択としては、部落民であることを隠すことが一番安上がりな差別を避ける方法である。(もつとも、アメリカの黒人でも、黒人の血が四分の一とか八分の一とか薄くなると、見た目は白人なのに、黒人として差別されるという複雑な問題があり、現に、アメリカの黒人団体であるNAACPのウォルター・ホワイト事務局長は、金髪で青い目をしてきたが、黒人として生涯を費した。)もちろん、部落差別を避ける手段として、部落民であることを隠したり、部落から出ていくという手段をとることは、運動からは歓迎したくないことではあろう。しかし、隠したり出て行くことも、社会の改革を待たずに個人

が解放されようとしたときには、とられがちのことであるし、それはそれで、ある程度許されてもいいのではないかと思う。そもそも、差別が随分となくなつてきた現在にあつては、部落から出ていくことは、必ずしも部落から逃げ出すことを意味するとは限らない。むしろ、部落の外を自由に行き来できることこそ、差別のない社会ではないのか。それに、現在の部落解放運動の幹部で、部落の中に住んでいる人は、ごく少数である。私の知る限り、京都では圧倒的に少数である。しかし、そうした事実にはまったく目を向けずに、単純に隠すか隠さないか、逃げるか逃げないかという二者択一の問題をたてて、簡単に正解を決めてきたことが、運動の硬直化も招いて来たのである。たとえば、部落から出ていくことは、部落への裏切りのような受け止め方が運動内ではされたため、部落から出ていった人は、非常に後ろめたい気持ちになつて、運動からは遠ざかりがちであった。また、部落民であることを隠すことは、差別に屈することであるという理由から、同和地区児童・生徒に「部落民宣言」をさせるということが、一九七〇年代から八〇年代にかけて、全国的に行われ、私もそれに参加したことがあるのだが、今にして思えば、過剰な正義が同和教育、同和啓発を支配したと感じている。その、正義の押しつけは決して過去のことではない。(続く)